

## ○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の四の規定に基づき、令和元年総務省告示第●●号（電波法施行規則第六条の二の四の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を次のように改正し、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後		改正前								
<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 施行規則第六条第四項第二号(1)に規定するものにあつては、周波数及び空中線電力が次のいずれかのものであること。</p> <p>〔略〕</p> <p>四 施行規則第六条第四項第二号(2)に規定するものにあつては、周波数及び空中線電力が次のいずれかのものであること。</p> <table border="1" data-bbox="842 208 1074 1120"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>空中線電力</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五七GHz以上六四GHz未満</td> <td>〇・〇一ワット以下</td> <td>設備規則第四九条の十四第十二号に規定するものに限る。</td> </tr> <tr> <td>五七GHz以上六六GHz未満</td> <td>〇・二五〇ワット以下</td> <td>設備規則第四九条の十四第十三号に規定するものに限る。</td> </tr> </tbody> </table>	周波数	空中線電力	備考	五七GHz以上六四GHz未満	〇・〇一ワット以下	設備規則第四九条の十四第十二号に規定するものに限る。	五七GHz以上六六GHz未満	〇・二五〇ワット以下	設備規則第四九条の十四第十三号に規定するものに限る。	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 施行規則第六条第四項第二号(1)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、周波数及び空中線電力が次のいずれかのものであること。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>
周波数	空中線電力	備考								
五七GHz以上六四GHz未満	〇・〇一ワット以下	設備規則第四九条の十四第十二号に規定するものに限る。								
五七GHz以上六六GHz未満	〇・二五〇ワット以下	設備規則第四九条の十四第十三号に規定するものに限る。								
<p>六〇八 〔同上〕</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>五〇七 〔同上〕</p>									